

税タイムス

発行 公益社団法人 厚木法人会
（厚木市・愛川町・清川村）
編集 税タイムス実行委員会
厚木市栄町一丁目16番15号

あなたの税金は こんなところに いきている

小・中学校の施設の改善

学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場です。また災害時には地域の住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が極めて重要です。厚木市立の小中学校施設における耐震化工事は、平成21年度までに全て実施されました。そのほか、教室等への冷暖房設備の設置工事が進められており、平成28年度中には全ての学校に設置される予定です。



（写真提供／厚木市北部学校給食センター）

また、子どもたちが楽しみにしている学校給食ですが、厚木市は昭和36年から始まったようです。当時は牛乳ではなく、脱脂粉乳でした。衛生面は現在の基準とは比べものにならないものでしたが、単独調理場方式（学校用地内にある調理場で調理する方式）と呼ばれるものでした。昭和49年に北部学校給食センター、昭和55年には南部学校給食センターが開設され、共同調理場方式（学校給食センターで調理された給食を対象校へ配送する方式）として運営されてきました。平成9年に文部科学省が「学校給食衛生管理基準」を定めたことや、適温給食、教育効果の面から、現在では小学校23校のうち17校において、新たに給食施設が整備され、再び単独調理場方式が取り入れられるようになってきました。中学校給食については、平成19年度から全13校が給食センターからの完全給食を実施しています。現在では、北部・南部学校給食センターの老朽化に伴い、施設の建て替え等も含め検討されているとのこと。

時代のニーズに対応して、私たちの税金は学校施設の改善にも使われています。子育て、そして介護にと、より良い社会の実現に協力していきたいものです。

地域に密着した法人会活動

◆第10回地域ふれあい講演会

毎年、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨春秋にはNHK大相撲解説者、舞の海秀平氏を招き「夢は必ずかなう」をテーマに開催しました。1000名を超える観客の前に「個性、こだわり、そして頑張り過ぎないことが成功への第一歩である」など、笑いのあるテンポの良い話で第10回記念に相応しい大好評の講演会でした。



▲第10回地域ふれあい講演会（昨年10月開催）

◆税制改正に向けての提言活動

法人会では上部団体の全国法人会総連合を通じて、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿を検討し税制改正に関する提言を取りまとめ、政府・政党および地方自治体等に対して提言活動を行っています。



▲法人会全国大会（徳島大会）の席上において、税制改正に関する提言事項を披露



◆税に関する絵はがきコンクール

女性部会では租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。子どもたちに、税の大切さや税の果たす役割など、理解と関心を深めてもらうため、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品や税金で行われる仕事などの「税の絵はがき」を募集し、今回も多くの作品が集まりました。



●ぜいきんクイズ●

結婚・子育て資金の一括贈与時の非課税につき、受贈者（父母や祖父母から資金を受け取る子や孫）の年齢に制限がありますが、20歳以上、何歳未満までの方

ものしいTAX

【贈与税の非課税制度】 － 結婚・子育て資金 －

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方（以下「受贈者」という）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、父母や祖父母など直系尊属（以下「贈与者」という）から、①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等では有価証券を購入した場合には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1000万円までの金額に相当する部分の価額（う

が対象になるでしょうか？

- ① 30歳未満
- ② 40歳未満
- ③ 50歳未満

【応募方法】

ハガキに答えの番号、氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月15日までに裏面の応募先へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈いたします。

●税の標語を募集中●

当会では、税について理解を深めていただくため「税の標語」を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょうか。入賞者には記念品を贈呈いたします。是非ご応募ください。

最優秀賞（1点）：会長表彰状及びクオカード1万円

優秀賞（1点）：クオカード5千円

佳作（3点）：クオカード3千円

【応募方法】

作品（一人一点）に、氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはファックス、またはメールで3月末日までに裏面の応募先へお送りください。

結婚に際して支払う金銭については300万円が限度）については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、当該制度の適用を受ける金額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

また、受贈者が50歳に達することなどにより当該契約が終了した場合に、当該制度の適用を受ける金額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は当該契約終了時に贈与があったこととされます。



厚木税務署からのお知らせ

平成27年分の所得税等の確定申告

及び贈与税の申告について

■申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等

作成コーナー」を利用して、所得税及び

復興特別所得税・消費税及び地方消費税

・贈与税の申告書を作成することができ

ます。画面の案内に従って金額等を入力

すれば、税額などが自動計算されますの

で、是非ご利用ください。

作成した申告書は、印刷して郵送等に

より提出できます。また、「e-Tax

（電子申告）」を利用することで、税務

署に行かずに自宅から申告することもで

きます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

■申告及び納税の期間は、次のとおりです。

◎所得税及び復興特別所得税

2月16日（火）～3月15日（火）

（還付申告は2月15日（月）以前でも

提出できます。）

◎贈与税

2月1日（月）～3月15日（火）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月4日（月）～3月31日（木）

【独身税】

その昔、ヨーロッパで知られるブルガリアには「独身税」という税金があったのをご存知ですか？



ブルガリアは東南ヨーロッパにあり、

東に黒海、北にドナウ川、南にトルコ

とギリシャ、西にセルビアとマケドニア

に面しています。面積は11・09平方メー

トル（日本の約3分の1）、人口は約72

4万人の国で、少子高齢化による労働人口

不足という大きな問題を抱えていました。

そこで考えられた税制が、独身の人に対する

独身税という変わった税金でした。この

◎申告書作成会場の開設期間

2月16日（火）～3月15日（火）

2月15日（月）までの期間は、申告書作

成会場はありません。

※ 駐車場が大変狭いため、来署される

場合は、公共交通機関をご利用くださ

い。

問合せ先 厚木税務署

電話（221）3261（代表）

e-Tax



国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

県税事務所からのお知らせ

【個人住民税の特別徴収の完全実施をめ

じます！】

神奈川県と県内市町村では、県内の33

市町村すべてにおいて、平成28年度まで

（一部先行実施）に、特別徴収義務者と

なるべき事業者の方に対して、給与所得

者に係る個人住民税の特別徴収義務者の

指定（特別徴収税額の通知）を行います。

この取組みは、神奈川県内だけではなく、

時期の違いはありますが、全国的な取

組みです。また、九都県市（埼玉県、

厚木市役所からのお知らせ

【市民税・県民税の申告はお早めに！】

市民税・県民税の申告受付は2月1日

から始まり、申告期限は3月15日までで

す。例年、市役所本庁舎での申告は大変

混雑します。市内の各地区市民センター

（公民館）を巡回して行う申告受付は、

比較的スムーズにできますので、お近く

の地区市民センター（公民館）の会場開

設日での申告に御協力をお願いします。

詳しい申告日程、会場などは1月15日発

行の「広報あつぎ・特別号」で御確認く

ださい。

◎申告会場の日程（平日のみ開設）

◇各地区市民センター（公民館）

2月3日（水）～3月4日（金）

午前9時から午後3時まで

◇市役所本庁舎4階大会議室

3月9日（水）～3月15日（火）

午前9時から午後4時まで

問合せ先 厚木市役所市民税課

電話（225）2010（直通）

【市税の納付方法について】

安心・便利で納め忘れない口座振替

のほかにコンビニ納付・ペイジー納付が

できます。また、「ヤフー・公金支払い」

のサイトを利用したクレジットカード納

付もできます。

問合せ先 厚木市役所収納課

電話（225）2020（直通）

愛川町役場からのお知らせ

【町民税・県民税申告のお知らせ】

町民税・県民税の申告受付が2月1日

から始まります。申告期限は3月15日ま

です。ので、お早めの申告をお願いします。

また、例年行っている確定申告相談会

の詳しい日程、会場などは1月15日発行

の「お茶の間通信」をご覧ください。

問合せ先 愛川町役場税務課町民税班

電話（285）6915（直通）

【口座振替の利用について】

町では、納付が便利な口座振替制度の

利用を勧めています。

手続きは、町指定の金融機関及び郵便

局で簡単にできます。

加入申込後は、自動的に口座から引き

落とされます。

問合せ先 愛川町役場税務課収納班

電話（285）6917（直通）

清川村役場からのお知らせ

【村民税・県民税申告のお知らせ】

村民税・県民税の申告受付が2月1日か

ら始まります。申告期限は3月15日まで

です。ので、お早めの申告をお願いします。

また、2月16日から3月15日まで（土

曜・日曜日を除く）の間は、簡易な確定

申告（給与・年金所得など簡易な申告の

み）の受付・相談も併せて行います。

問合せ先 清川村役場税務住民課課税係

電話（288）3849（直通）

【村税の口座振替の利用について】

村税などの納付は、便利な口座振替を

ご利用ください。お申込みは、村指定の

金融機関および役場で簡単にできます。

問合せ先 清川村役場税務住民課課税係

電話（288）3849（直通）

発行に寄せて

公益社団法人 厚木法人会

会長 小嶋 完治

本紙「税タイムス」は、地域住民のみなさ

るに向けて、税知識の普及や納税の意義を周

知するなど、税の啓発活動を推進するため、

平成10年から毎年1月（清川村は2月）に発

行しています。法人会は、60年を超える歴史

を有し、全国で約82万社が加入しています。

税のオピニオンリーダーとして企業の発展を

支援し、地域の振興に寄与するとともに、国

と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

税務・経営等の研修会や講演会、税制改正に

関する提言活動、また租税教育や税の啓発活

動など、様々な事業を行っております。今後

も、地域社会への貢献活動を展開して参りた

いと思っておりますので、皆様のご理解とご協力を

お願い申し上げます。



【応募先】

〒243-0017
厚木市栄町一丁目16番15号
公益社団法人 厚木法人会
電話（221）1055
FAX（222）3808
E-mail info@a-net.or.jp

国税の申告と納税は
e-Tax（イータックス）
地方税の申告と納税は
eLTAX（エルタックス）
申告と納税はインターネットで